

4月1日から

# 自転車の違反に青切符

(反則金)

自転車の交通ルール遵守を徹底するため、16歳以上の自転車利用者を対象に、交通反則通告制度(青切符)が導入されました。交通違反は、重大な事故につながる恐れがあります。これを機に、改めて交通ルールを確認しましょう。

問い合わせ先 旭警察署(☎64・0110)



千葉県警察

ながらスマホは、運転が不安定になったり、歩行者の存在を見落したりして危険です。



※イメージ画像は生成AIで作成。

逆走は事故の元!  
車道の左側端に寄って通行しましょう。



## 通勤・通学時間帯と交差点での事故に注意

旭市では、通勤・通学時間帯での若者や高齢者が関係する自転車事故が多い傾向にあります。時間に余裕を持って行動し、周囲の安全確認を徹底しましょう。また、事故の発生場所は交差点が多いため、一時停止や通行区分を遵守しましょう。

自転車も車両という意識で安全運転を!



旭警察署交通課 木村さん

## 青切符(反則金)は16歳以上が対象

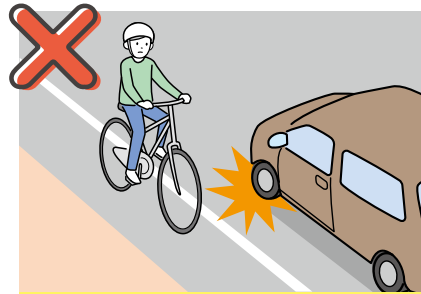
交通反則通告制度は、一定の違反行為をした運転者に対して「青切符」により反則を告知し、違反内容に応じた反則金の納付を求める制度です。

## 主な違反行為と反則金



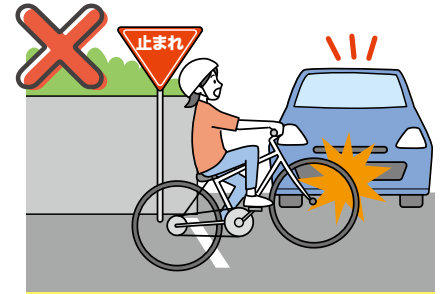
ながらスマホ(保持)

反則金 12,000円



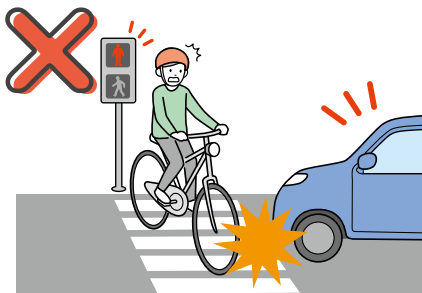
右側通行

反則金 6,000円



一時不停止

反則金 5,000円



信号無視

反則金 6,000円



イヤホン着用

反則金 5,000円



傘差し運転

反則金 5,000円

※酒気帯び運転やあおり運転は、より悪質な交通違反として交通切符(赤切符)の対象となり刑事罰が科されます。

## ちばサイクリールを守りましょう

千葉県では、自転車を安全に利用してもらうため「ちばサイクリール」として、10項目のルールをまとめています。

チェックして安全に乗りましょう。

### 自転車に乗る前のルール

- 自転車保険に入ろう
- 点検整備をしよう
- 反射器材を付けよう
- ヘルメットをかぶろう
- 飲酒運転はやめよう

### 自転車に乗るときのルール

- 車道の左側を走ろう
- 歩いている人を優先しよう
- ながら運転はやめよう
- 交差点では安全確認しよう
- 夕方からライトをつけよう



県ホームページ



## とっさの危険から命を守るためにヘルメット着用を

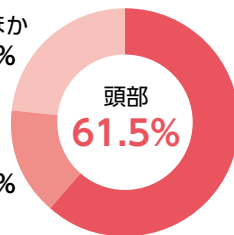
ヘルメットの着用は、年齢に関係なく努力義務となっていますが、旭市での着用率は10%未満(令和7年4月～9月 千葉県調査)と低い状況です。

また、県内の自転車事故では亡くなった人の約6割が頭部に致命傷を負っています。

死亡事故の約6割が頭部への致命傷が原因

そのほか  
23.1%

全損  
15.4%

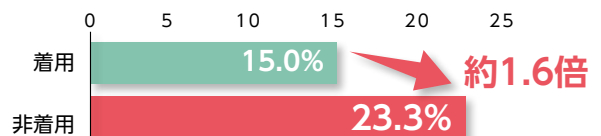


自転車乗用中の死者損傷部位(令和3年～7年)



必ずかぶろう

ヘルメットを着用していないと頭部に致命傷を受ける危険性が約1.6倍



ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」構成率(令和3年～7年)

※自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

出典：千葉県警察

## ヘルメットの購入費が補助されます

対象/次の全てに該当する人

- ヘルメット購入日から補助金申請日までの期間、旭市に住民登録がある
- 市税の滞納がない
- 過去にこの補助金の交付を受けていない
- 申請するヘルメットについて、別の補助金などの交付を受けていない
- 暴力団員などではない

補助額/2,000円 ※1人1回まで。購入金額が2,000円未満の場合は、当該購入金額。付属品の購入費や送料は対象外です。

対象となるヘルメット/次の全てに該当するもの

- SGマークなどの安全基準に適合した認証がある
- 令和8年1月1日以降に購入した新品

申込期限/令和9年2月26日(金)

申し込み方法/市ホームページにある専用フォームから申し込むか、市民生活課や市ホームページから入手できる申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。

くわしい内容は、市ホームページで確認できます。



SGマーク



市ホームページ

申し込み・問い合わせ先 市民生活課市民生活支援班(☎62-5396)